

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税4)
		② 上記以外の対象税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分の別		【新規・拡充・ 延長 】 単独 ・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税 (ア～ウは選択制)</p> <p>ア 所得控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業認定法人の所得×40%×経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入 (法人設立後 10 年間) <p>イ 投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・ 1,000 万円を超える建物及びその附属設備 8%、100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15% ・ 法人税額の 20%が上限額、繰越 4 年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却 (法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 万円を超える建物及びその附属設備 25%、100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50% ・ 取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジェル税制 (所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者 (= 指定会社) へ投資を行った個人に対する租税特別措置 (ア) 指定会社へ投資した年 (a と b は選択制) <ul style="list-style-type: none"> a. 「投資額-2,000 円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算 (繰越 3 年) <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)

		<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興特別措置法 第57条、第57条の2、第58条 ・ 沖縄振興特別措置法施行令 第26条 ・ 租税特別措置法 <ul style="list-style-type: none"> 第12条、第37条の13、第37条の13の2、第41条の19、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・ 租税特別措置法施行令 <ul style="list-style-type: none"> 第6条の3、第25条の12、第25条の12の2、第26条の28の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・ 租税特別措置法施行規則 <ul style="list-style-type: none"> 第5条の14、第18条の15、第18条の15の2、第18条の11、第20条の4、第20条の16、第21条の17の2、第22条の26、第22条の37、第22条の60の2 ・ 地方税法 第6条
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和2年8月 分析対象期間：平成27年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済金融活性化特別地区を創設 ・ 金融特区を廃止 平成29年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間延長 令和元年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間(令和3年度)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって沖縄における自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

第五節 経済金融活性化特別地区

(経済金融活性化特別地区の指定)

第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。

2～5 (略)

(経済金融活性化特別地区における事業の認定)

第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2～4 (略)

(課税の特例)

第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社(内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。)により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)

II 沖縄の振興の意義及び方向

2 沖縄振興の方向

(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展

アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。

特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項

(1) 観光・リゾート産業

沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。

このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。

また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。

(2) 情報通信関連産業

情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後戦略的に振興を図っていくことが必要である。

このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。

(5) 金融業及び金融関連業

金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。

このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。

(6) 農林水産業

沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域（EEZ）を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。

このため、台風等の自然災害や病虫害被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。

			<p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>																																				
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】12. 沖縄政策 【施策】12. 沖縄振興に関する施策の推進</p>																																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特区内の金融及び情報関連企業数を令和3年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする。 ・ 特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を令和3年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする。 ・ 特区における製造品出荷額等を令和3年度までに520億円とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名護市への入込客数を令和3年までに8,190,000人とする。 ・ 名護市の農業産出額を令和3年度までに91億円とする。 ・ 名護市の漁業生産量を令和3年度までに594トンとする。 <p>2. 測定指標 令和3年度までに 本税制を活用した企業数 22社 上述の企業に伴う雇用者数の増加 374人</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～R3）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値により、名護市を対象とした値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																																				
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別償却（法人）</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成27年度から平成30年度は</p>	項目	H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	1	3	2	3	2	投資税額控除	3	2	4	4	5	特別償却（法人）	0	1	1	1	0	法人住民税	-	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-	-
項目	H27	H28	H29	H30	R1																																		
所得控除	1	3	2	3	2																																		
投資税額控除	3	2	4	4	5																																		
特別償却（法人）	0	1	1	1	0																																		
法人住民税	-	-	-	-	-																																		
事業税	-	-	-	-	-																																		

		<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される。</p> <p>引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、経済金融の活性化を図っていきたい。</p> <p>2. 今後の適用見込み</p> <p>令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除4件、投資税額控除3件、特別償却1件程度の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績増加に向けて実施してきた取組</p> <p>平成29年度から沖縄県産業振興公社に「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を設置し、制度活用企業の利便性向上を図っているところである。</p> <p>令和元年度は、新たな取組として、那覇市、うるま市において沖縄振興税制活用セミナーを開催し、内閣府、沖縄税理士会等の協力のもと、設備投資に関心のある県内事業者・関係機関等に広く周知を行った。</p> <p>また、平成30年度から実施している名護市での出張相談窓口を引き続き実施した。(5回)</p> <p>これらの取組の結果、令和元年度においては、487件(うち経金特区40件)の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。</p>																																				
②	適用額	<p>1. 過去5年間の適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="600 1323 1361 1559"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>7</td> <td>65</td> <td>20</td> <td>44</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>34</td> <td>63</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>特別償却(法人)</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>247</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>26</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。 ※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。 ※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。 ※事業税に地方法人特別税を含んでいる。 ※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p>	項目	H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	7	65	20	44	33	投資税額控除	92	68	34	63	171	特別償却(法人)	0	11	1	247	0	法人住民税	13	11	5	17	-	事業税	1	7	2	26	-
項目	H27	H28	H29	H30	R1																																	
所得控除	7	65	20	44	33																																	
投資税額控除	92	68	34	63	171																																	
特別償却(法人)	0	11	1	247	0																																	
法人住民税	13	11	5	17	-																																	
事業税	1	7	2	26	-																																	

令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除 65 百万円、投資税額控除 60 百万円、特別償却 86 百万円程度の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

③ 減収額

1. 過去5年間の減収額

(単位：百万円)

年度 項目	H27	H28	H29	H30	R1 (見込み)
所得控除	2	15	4.6	10.2	8
投資税額控除	92	68	34	63	171
特別償却	0	3	0.2	57	0
法人住民税	13	11	5	17	13
事業税	1	7	2	26	2
合計	108	104	45.8	173.2	194

※国税について、平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて算定。令和元年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて算定。なお、試算において法人税率をH27は23.9%、H28~H29は23.4%、H30以降は23.2%とした。

※地方税について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%を乗じて算定

※令和元年度の事業税は、所得控除・特別償却の適用額に税率6.47%を乗じて算定

2. 今後の減収額見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除 15 百万円、投資税額控除 60 百万円、特別償却 20 百万円、法人住民税 7 百万、事業税 10 百万円の減収を見込む。

(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率7%を乗じた額。)

(事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率6.47%を乗じた額。)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

平成 25 年度から令和元年度までの 7 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 48 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,206 人へ増加している。

なお、平成 30 年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約 167 百万円（名護市の法人市民税額全体の約 26.8%に相当）で、平成 30 年度の地方税減収額を大きく回り、名護市の重要な税収源となっている。

また、製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成30年度には約451億円へと約83億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。

今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積による経済金融の活性化を図る必要がある。

2. 所期の目標の達成状況

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	目標(R3)
企業数(社) ※名護市調べ	金融	14	16	14	15	18	16	30
	情報	20	24	22	27	31	32	35
従業員数(人) ※名護市調べ	金融	486	477	506	456	505	530	770
	情報	556	618	594	590	604	676	924
製造品出荷額等(億円) ※工業統計調査(沖縄県企画部)		366.4	414.8	412.8	432	451	-	520
名護市への入込客数(千人) ※名護市観光統計資料(名護市)		5731	5,682	5,633	6,554	6,661	-	8,190
名護市の農業産出額(億円) ※市町村別農業産出額(農林水産省)		68	73	73	72	71	-	91
名護市の漁業生産量(トン) ※農林水産統計年報(沖縄総合事務局)		420	336	330	297	280	-	594

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

平成 30 年度における本制度の活用企業数は8社、活用企業による雇用者数も 283 人と着実に増加しており、立地企業による設備投資や雇用の創出が図られている。

また、沖縄県が平成 29 年度に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約 45.4%となっており、本制度をインセンティブとした企業集積による経済の活性化が図られている。

1. 測定指標

令和 3 年度までに

進出後に本税制を活用した企業数 22 社

本税制を活用した企業による雇用者数の増加 374 人

実績・見込み：

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数 (指標)	-	-	8	10	15	18	20	22
活用企業数 (実績)	0	4	6	7	8	-	-	-
活用企業数 (見込み)	-	-	-	-	-	9	7	9
雇用者数 (指標)	-	-	136	170	255	306	340	374
雇用者数 (実績)	0	-	213	157	283	-	-	-
雇用者数 (見込み)	-	-	-	-	-	280	218	280

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」。

※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※雇用者数は沖縄県調査。(H27 は調査未実施)

2. 制度が延長できない場合の影響

沖縄本島北部圏域は過疎地域が多く存在し、県内他圏域に比べて 1 人あたり市町村民所得が低い現状にある。このため、県及び名護市では本制度を含む各種施策の実施により企業誘致及び県民所得向上等に取り組み、北部圏域の経済活性化による県土の均衡ある発展を図ってきた。また、国においても道路や港湾等のインフラ整備に取り組むなど、北部圏域の自立的発展の条件整備を進めているところである。

これらの取組によって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり※、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくることが懸念される。

※ 沖縄県が平成 29 年 12 月に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査(経済金融活性化特別地区)」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約 45.4%となっている。

			<p>この他、平成 29 年度沖縄県企業誘致セミナー in 大阪・東京における来場者アンケートにおいても、沖縄の投資環境で関心がある項目に、「特区・地区制度による税制の優遇措置の割合」が、東京、大阪ともに第 1 位となっており、本制度が企業にとって一定のインセンティブとなっているといえる。</p>												
		⑤ 税収減を是認する理由	<p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生まれ出される経済金融の拠点形成の推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴い、これまで 283 名の雇用が生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を平成 30 年度で約 15 億円、今後 3 年間 (R1～R3) で 50 億円押し上げる経済効果が生じるものと試算される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数: 283 人 ・沖縄県の労働生産性: 6,231,881 円 → 県内総生産の押し上げ効果: 約 50 億円 <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「平成 29 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)より試算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後 3 年間の経済効果 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>R 1 :</td> <td>280 人 × 6,294,750 円 =</td> <td>18 億円</td> </tr> <tr> <td>R 2 :</td> <td>218 人 × 6,294,750 円 =</td> <td>14 億円</td> </tr> <tr> <td>R 3 :</td> <td>280 人 × 6,294,750 円 =</td> <td>18 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">50 億円</td> </tr> </table> <p>これらを踏まえると、本制度は税収減を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>	R 1 :	280 人 × 6,294,750 円 =	18 億円	R 2 :	218 人 × 6,294,750 円 =	14 億円	R 3 :	280 人 × 6,294,750 円 =	18 億円	計		50 億円
R 1 :	280 人 × 6,294,750 円 =	18 億円													
R 2 :	218 人 × 6,294,750 円 =	14 億円													
R 3 :	280 人 × 6,294,750 円 =	18 億円													
計		50 億円													
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るため、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、限られた財源のもと特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で投資に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。</p> <p>また、本特例措置は適用要件を設けており、沖縄の経済金融の活性化等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく必要最小限の措置となっている。</p>												

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では、本制度の他に沖縄振興特別推進交付金等による補助事業もあるが、これら補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度は事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで地域経済の内発的発展を促進しており、役割分担を図っている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年8月 (H30 内閣 03)

実績値

(百万円)

	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
		件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額	
平成26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94
平成28年度	5	3	65	15	2	68	1	11	3	86
平成29年度	5	2	20	4.6	4	34	1	1	0.2	39
平成30年度	3	3	44	10.2	4	63	1	247	57	131
合計	19	9	136	31.8	13	257	3	259	60.5	349.3
平均	4	2	27	6	3	51	1	52	12	70
1件あたりの額	-	-	15	4	-	20	-	86	20	10
									適用額計	652

※各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。

※法人税率については、平成26～29年度は23.4%、平成30年度は23.2%として試算。

推計値(下線は推計)

仮定 ①特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業) 出所:経済金融活性化計画実施状況報告書(沖縄県)
過去6年間の伸び率から、年3.9%増加すると試算する。

	企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	190	-	
平成26年度	209	10.0%	
平成27年度	218	4.3%	
平成28年度	238	9.2%	
平成29年度	236	-0.8%	
平成30年度	255	8.1%	
令和元年度	237	-7.1%	3.9%

	令和2年度	令和3年度	増加企業数
	246	255	9
			9

仮定 ②認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業)
過去6年間の伸び率から、年30.3%増加すると試算する。

	企業数 (累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-	
平成26年度	2	-	
平成27年度	4	100.0%	
平成28年度	5	25.0%	
平成29年度	5	0.0%	
平成30年度	3	-40.0%	
令和元年度	5	66.7%	30.3%

	令和2年度	令和3年度	増加企業数
	6	7	1
			1

仮定 ③認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 ④所得控除1件当たりの適用額は15百万円とする。

仮定 ⑤立地企業が投資税額控除を適用する割合は1.23%とする。
投資税額控除 適用平均3件/立地企業数平均243件((238+236+255)/3年)

仮定 ⑥投資額控除1件当たりの適用額は20百万円とする。

仮定 ⑦立地企業が特別償却を適用する割合は0.41%とする。
特別償却 適用平均1件/立地企業数平均243件((238+236+255)/3年)

仮定 ⑧特別償却1件当たりの適用額は86百万円とする。

①～⑧の仮定に基づき試算

(百万円)

	企業数	事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計
			件数	適用額 (15百万/件)	減収額	件数	適用額 (20百万/件)	件数	適用額 (86百万/件)	減収額	
令和元年度	237	5	5	75	17.40	3	60	1	86	19.95	97.35
令和2年度	246	6	3	45	10.44	3	60	1	86	19.95	90.39
令和3年度	255	7	5	75	17.40	3	60	1	86	19.95	97.35
R1～R3合計	-	-	13	195	45.24	9	180	3	258	59.86	285.10
平年度	-	-	4	65	15.08	3	60	1	86	19.95	95.03
										適用額計	633.00

※法人税率については令和元年度以降は23.2%として試算。